

介護保険施設における負担限度額認定の申請手続きのご案内

令和7年8月1日～令和8年7月31日

介護保険施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）をご利用の際、一定の条件により居住費や食費の軽減を受けられる制度です。

※負担限度額認定証は、申請日の属する月の初日から有効となります。

対象となる方

次の①～③のすべてに当てはまる方及び生活保護受給者が対象です。

- ① 住民税が世帯全員非課税であること。
- ② 配偶者がいる場合は配偶者も非課税であること。
- ③ 年金収入額等に応じて、預貯金等が一定額以下であること（下記参照）

【年金収入額等に応じた預貯金額等の条件】

区 分	単身の場合	夫婦の場合
老齢福祉年金受給者	1,000 万円以下	2,000 万円以下
年金収入額+その他の合計所得金額が 80 万 9 千円以下の方	650 万円以下	1,650 万円以下
年金収入額+その他の合計所得金額が 80 万 9 千円超 120 万円以下の方	550 万円以下	1,550 万円以下
年金収入額+その他の合計所得金額が 120 万円を超える方	500 万円以下	1,500 万円以下

申請に必要な書類

◎「介護保険負担限度額認定申請書」

◎預貯金、有価証券等をお持ちの方は、通帳等の写し（配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。）

※通帳の写しは、銀行名と口座名義人等が分かる頁と、取引が記載されている頁のうち、申請の直近から2か月前までの期間の頁を添付してください（必ず事前に記帳してください。）。

※通帳を複数所有している場合は、すべての通帳（残高なしの通帳含む）の写しが必要です。

※すべての通帳を事前に記帳していただき、記帳した日付を通帳の写しに記入してください。

○負債がある方は、借用書等の写しなど

○生活保護を受給している方は、生活保護の受給証明書（通帳の写しの添付は必要ありません。）

○令和7年1月1日現在、葛飾区内に住民登録がなかった方（配偶者及び世帯員含む）は、

1月1日現在に居住していた自治体の住民税非課税証明書を添付してください。

○成年後見人（補助人・保佐人含む）が申請する場合、登記事項証明書等の提出が必要です。

また、申請書の同意欄についても、成年後見人の氏名をご記入いただきますようお願いいたします。

負担限度額認定は、遺族年金や障害年金などの額を含めて判定します

- 国民年金法による遺族基礎年金、障害基礎年金
- 厚生年金保険法による遺族厚生年金、障害厚生年金
- 共済各法による遺族共済年金、障害共済年金 など

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
番 号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
被 住 所	1 2 4 - 8 5 5 5 立石 5 丁目 1 3 番 1 号
保 険 者	フリガナ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
氏 名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
生 年 月 日	昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 男 女
届出年月日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から
有 効 期 間	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで
世帯の負担限度額	(介護予防 短期入所 介護) 介護 1,300 円 その他のサービス 1,360 円
居住費又は介護費の負担限度額	ユニット型個室 1,310 円 ユニット型個室的多床室 1,310 円 従来型個室 (特養等) 820 円 従来型個室 (老健・療養等) 1,310 円 多床室 370 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 3 1 2 2 7 印 葛飾区

※ご注意※

この申請における「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含みます。

<担当> 〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区福祉部介護保険課管理係

電話 03-5654-8246 (直通)

介護保険における個人番号記入欄のある申請書の 取り扱いについてのご案内

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月より、介護保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）欄を追加しました。申請にあたっては、原則個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても従来どおり受理します（未記入の場合は、確認書類の添付は不要です。）。

1 窓口の申請で個人番号をご記入いただいた場合

本案内の下記記載の「1 個人番号確認書類」、「2 身元確認書類」の提示が必要となります。

(1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

(2) 代理人申請（成年後見人などの法定代理人や委任状などをお持ちの任意代理人の方）

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

(3) 代行申請（ケアマネジャーなど、申請書の提出のための使者）

個人番号が使者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類の写し、身元確認書類の写しを、封筒に入れて提出するなどの措置が必要です。

2 郵送による申請で個人番号をご記入いただいた場合

申請書の個人番号確認書類と身元確認書類は、すべて写しを同封してください。

注 1) 同封された確認書類の写しは介護保険課で廃棄します。

注 2) 確認書類が不足の場合は、追加送付していただくことになります。

注 3) 郵送申請の際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けていないことから、従来どおり受理します。

注 4) 個人番号は介護保険課で確認し、法令で定める範囲内で使用します。

介護保険課において申請の際に必要な確認書類

1 個人番号確認書類

○通知カード ○個人番号カード（マイナンバーカード）

2 身元確認書類（代表例）

※身元確認書類が 1 点で良いもの

○個人番号カード（マイナンバーカード）

○運転免許証 ○運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）

○身体障害者手帳 ○療育手帳（愛の手帳） ○旅券（パスポート）など

※身元確認書類 2 点が必要なもの

○介護保険被保険者証 ○年金手帳（国民年金手帳） ○各種年金証書

○公共料金の領収書（領収日から 3 か月以内） ○生活保護受給者証 など